文教厚生委員会 会議録

日 時 令和2年2月26日(水)

午前10時開会,午後2時24分閉会

場 所 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
- (1) 教育委員会関係
- (2) 保健福祉部関係
- (3) その他
- 4 閉 会

出席委員(8名)

委員長 福田 一夫

副委員長 矢口 勝雄

委員 田子 優奈

委 員 奥谷 崇

委 員 目黒 英一

委員 塚原 圭二

委 員 下村 壽郎

委員 鈴木 一彦

欠席委員 (なし)

説明のため出席した者(18名)

文化生涯学習課長

教育長井坂隆教育部長羽生元幸参事菊池正和教育総務課長平井康裕学務課長元川宏

中澤 達也

スポーツ振興課 根本 卓也 第一学校給食センター所長 沼崎 俊明 第二学校給食センター所長 多田 宏 図書館長 3.22 引子

 図書館長
 入沢 弘子

 図書館副館長
 大貫 三千夫

 博物館副館長
 木塚 久仁子

 上高津貝塚副館長
 黒澤 春彦

 保健福祉部長
 川村 正明

 社会福祉課長
 長谷川 雄一

こども福祉課長藤井 徹高齢福祉課長水田 和広国保年金課長菊田 宏巳

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者(なし)

- ○福田委員長 ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。早速、協議及び報告事項 に入ります。教育委員会から行います。まず、議案関係1土浦市立学校の設置及び 管理に関する条例の一部改正について執行部より説明お願いします。
- 〇元川学務課長 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明させて頂きます。資料の1頁をお願いいたします。本件につきましては、昨年8月の事前文教厚生委員会及び9月議会の全員協議会でも報告させて頂きましたが、平成28年5月策定の土浦市立幼稚園の再編計画について、昨年8月、新治幼稚園の廃止時期を1年前倒しして、令和3年3月末に変更したことに伴い、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例を一部改正するものでございます。改正の内容については、本条例の別表から新治幼稚園に係る学校の名称及び位置を削除するもので、施行日は令和3年4月1日でございます。なお、資料2頁が改正案文、3頁が新旧対照表になります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○下村委員 これについては決まっていることなので、それはそれで良いのですが、今朝の茨城新聞の特集で土浦市のことが載っていましたけど、市長はそこら辺は今後は残すという考え方らしいんですけど、基本的には私たちも最初に聞いていたのは、

民間を活用して移行するという話だったんですが、その辺はどうなっているのか。

- 〇元川学務課長 市長も変わられたということで、市長の意向もありますけど、今後土 浦幼稚園については検討して参りたいと考えております。
- ○下村委員 議案とずれてしまっているのであまり言っても仕方がないんですが、民間活力導入という一つの市の方針は、市長が変わったから当然変わっていくというのも問題があるんだけど、もう一つは財政の問題からいくと、だいぶ前の国の三位一体の改革というのは、補助金がなかなか下りてこないというのが国の方針なので、そうするとその辺のことも含めてよくご検討頂かないとうまくないのかなと。ただ、幼児教育というのは、小学校と連携しなければならないというけれども、子どもたちが大勢の中で、よく教育長がおっしゃっていることは大事なことなので、そこら辺も含めてお考え頂ければと。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- ○福田委員長 それでは次に移ります。 2 土浦市立学校給食センター条例の一部改正に ついて執行部より説明お願いします。
- ○元川**学務課長** 土浦市立学校給食センター条例の一部改正について説明させて頂きま す。資料の4頁をお願いいたします。本件につきましては、本年5月末までの工期 で現在建設を進めております仮称土浦市立学校給食センターの整備完了に当たり、 土浦市立学校給食センター条例を一部改正するものでございます。改正の主な内容 については、施設の名称を土浦市立学校給食センターに、施設の位置を土浦市藤沢 969番地2に改めるとともに、これまで条例で規定しておりました土浦市立学校 給食センター運営審議会の運営に関する規定を本条例施行規則に委任するため削除 するものでございます。その他の改正内容につきまして、まずは、資料8頁の新旧 対照表をお願いいたします。右の欄,現行の第4条第2項で規定しております運営 審議会委員の選出区分について,第6号に所属保健所長とございますが,これまで 会議を運営してきた中で、保健所長においては業務多忙により、出席が難しい状況 が続いておりましたことから、左の欄、改正後案の上から2行目、第3条第3項第 6号に記載のとおり、所属保健所の職員に改めるとともに、第8号として前各号に 掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者との規定を加えるものでございます。 続きまして、資料6頁をお願いいたします。付則第2項に記載がございますが、こ れまで土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表において、 学校給食センター運営審議会の表記が学校給食センター審議会となっておりました ことから、本条例の付則により改めるものでございます。資料4頁にお戻りくださ い。施行日につきましては、運営審議会に係る改正規定は、現在の委員の任期が本 年5月末日までとなっておりますことから、令和2年6月1日から、また、施設の 名称と位置を定める第2条第2項の改正規定は、学校への給食提供開始は本年9月 からを予定しておりますが、施設の本格稼働までの準備期間を考慮いたしまして、 令和2年8月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。よ

ろしくお願いいたします。

- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○目黒委員 取り組みとして3点ほどお伺いします。クリスマス等の行事食で、今までも行事に合わせてあったと思うんですけど、新しくなるに当たってそういった取り組みの今後はどうなるのでしょうか。また、食育として地産地消の取り組みも合わせてお願いします。また、イスラム圏の方も土浦市内に多くなっているかと思いますが、学校にそういった方のお子さんが入ってくるに当たって対応等は。アレルギーの方の特別職はお伺いしているのですがそういったお子さんに対しての特別な配慮とかはお考えかどうか教えて頂きたい。
- ○沼崎第一学校給食センター所長 献立についてお答えさせて頂きます。まず1品か2 品、ケーキゼリー等をつけさせて頂いている状況にあります。わかりやすいところ で言いますと、4月の進級のお祝いメニューとしてゼリーを。7月の七夕メニュー として星形のコロッケやゼリー。12月のクリスマスのメニューとしてカレーピラ フとケーキ。そして3月のひな祭りメニューとしてひなあられ等がございまして, その他お菓子以外ですと、10月の実りの秋メニューとしてきのこ汁。そして12 月の冬至メニューとして鯖のゆずのおろしソース、カボチャサラダ。3月の受験応 援メニューといたしましてチキン味噌カツといったものを提供させて頂いておりま す。月に1回以上はそういった季節の献立等を出させて頂いている状況でして,令 和元年度で合計17回実施予定にしているところでございます。次に食育は一部お 答えさせて頂きます。給食時の訪問といたしまして、栄養士や県の栄養教員6名で、 時間にすると10分の訪問にはなりますが、幼稚園・1年生から7年生までの全学 級の訪問を予定しておりまして、内容的には各学年ごと、例えば幼稚園 2年生です と地場産品ですとか、小学校1年生ですと給食についてですとか各学年ごとに設定 をいたしまして訪問し、食育をさせて頂いており、6名で行っておりますので、1 人当たり1年間で43回の訪問をしているところでございます。次にイスラム圏の 給食の提供については、宗教上の理由と言うことで、宗教の名前まで確認をしてい ないところではございますが、現状といたしましては、宗教上の理由から、牛乳の みの提供をしている児童生徒が令和元年度で小学校2人、中学校7人の合計9人と いう状況でございます。
- 〇中山指導課長 追加でございます。地産地消でございますが、給食センターとも協力しながら、行事食や健康に関するメニュー、そして地産地消に関するメニューと合わせて合計27回年間を通して行っているところでございます。行事食につきましては、例えば新元号お祝いメニュー、十五夜メニューですとかがございます。また、地産地消に関しましては、茨城県産お米を使った米粉パン、土浦市内で生産しましたレンコンを使用したツェッペリンカレーなどを合わせて合計27回。そして先ほどご説明いたしました栄養教諭と合わせまして、給食時に子どもたちに地産地消の話をしながら食べてもらう教育を行って頂いております。
- ○目黒委員 食育に関しましては、その食べ物の歴史であるとか、農家さんへの感謝の

心が持てるような訪問を是非お願いします。また、献立にしても献立表を見て今日 も学校に行くのが楽しみだなと思う生徒さんもいらっしゃるかと思いますので、是 非とも給食センターも新しく変わることもあって、ますます児童に喜ばれる献立、 食育の取り組みをお願いします。

- ○福田委員長 それでは次に移ります。 3 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部より説明お願いします。
- ○中澤文化生涯学習課長 資料の10頁をお願いいたします。改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童支援員の要件に係る基準が従うべき基準から参酌すべき基準に改正され、地域の実情に応じて条例で基準を定めることが可能となりました。放課後児童支援員についてですが、これまでは茨城県主催で行われる認定資格研修を修了していない者であっても、令和2年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすとする、所謂みなし支援員として認められておりました。この期限が令和2年3月31日で切れることから、現状においても支援員の確保が困難なことを鑑み、参酌すべき基準に改正されたことからみなし支援員の経過措置期間を1年間延長し、支援員の確保を図るため、条例の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、付則第3条第1項中平成32年3月31日を令和3年3月31日に改めるものです。この条例は令和2年4月1日から施行するものです。説明は、以上でございます。
- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○下村委員 研修は受けている方はいらっしゃるんですか。
- ○中澤文化生涯学習課長 茨城県の研修なんですが年2回実施されておりまして、1回は4日間となり、計8回受講すると言うことになっております。土浦市でみなし支援員といたしましては、できる限り研修を受けて頂けますよう進めているところでございます。現在支援員が92名と月ごとに前後いたしますが、みなし支援員は現在8名となっています。
- ○鈴木委員 基準を教えてください。誰でも受講できるわけではなくて基準をクリアしていないと受講できないと思うんですけど。
- ○中澤文化生涯学習課長 受けるのはどなたでも。児童クラブの支援員または補助員とか受けることができます。支援員になるためには2,000時間以上の実務経験と先ほど申し上げました茨城県の研修を受けるというのが条件となっております。県の研修を受けて初めて支援員とみなされるわけでございます。
- ○福田委員長 支援員確保で令和3年3月31日以降は大丈夫なんでしょうか。
- ○中澤文化生涯学習課長 現在みなしの支援員が8人でございます。ただこれからもお辞めになる支援員の方、新たになる方で増減等がございますので、支援員がいて初めてクラブを開設できるということですので、状況を鑑みまして場合を見て延長ということも考えております。
- ○福田委員長 参酌すべきこととありますが。

- ○中澤文化生涯学習課長 これは基準が緩やかになったということで、地域の実情に応じて各自治体で基準を定めることが可能となったということで、参酌すべき基準というで厚生労働省の方で省令を出したということになります。
- ○鈴木委員 さっきの話になってくるんだけど、認定資格研修の受験資格とか、今持っている人も一定の年齢になれば働けなくなるので、どんどん供給していかなければならないと思うんですよね。その点を考えながら運用していかないと、常に足らないというのが解消されないと思うので、その辺の運用をよく研究してください。
- 〇中澤文化生涯学習課長 はい。
- ○福田委員長 それでは次に移ります。 4 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを執行部より順次説明お願いします。
- 〇中澤文化生涯学習課長 資料の13頁をお願いいたします。改正の趣旨でございますが、本年4月に上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合に伴い、上大津西小学校児童クラブを廃止し、また、今年度、土浦小学校第1児童クラブの部屋を分割したことにより、土浦小学校第4児童クラブを新たに設置、更に、神立小学校第1児童クラブを増築したことにより、定員が9人分増えたことから、放課後児童クラブ条例の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、15頁の新旧対照表をご覧ください。別表でございます。表の一番上にあります土浦小学校第1児童クラブの定員を、部屋を分割したことにより、現行の60人から30人に改め、新たに土浦小学校第4児童クラブ定員30人を追加いたします。次に、小学校の統合に伴い、上大津西小学校児童クラブの項を削除し、増築した神立小学校第1児童クラブの定員を、現行の34人から43人に改めるものです。この条例は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上でございます。
- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○塚原委員 児童クラブに実際には入れていない人というのはいらっしゃるんですか。
- ○中澤文化生涯学習課長 ちょうど今頃が児童クラブの受け入れ時期でございまして、令和2年度の定員が1,600人あまりなんですけど,2,000人前後が申し込みしております。優先すべき児童クラブへの入所の用件といたしましては、できるだけ低学年のお子様、特に小学1年生から3年生までは優先的に入れていく方向でございまして、高学年である5年生6年生につきましては、定員を超えた場合にはご遠慮頂くようお話をさせて頂いていることになります。
- ○塚原委員 ある程度地区によって偏りはあるのでしょうか。例えば新治地区はおじいちゃんおばあちゃんがいるからというのもあると思うんですけど。
- ○中澤文化生涯学習課長 神立小学校が増えております。今年度神立第1児童クラブを 増築いたしまして9人程度なんですけど増やせる様に工事をいたしたところであり ます。また、今後お子さんは徐々に少なくなって来ているとは思うんですけど、ま だまだ児童クラブを利用したいというニーズはございますので増築計画等を検討し ていきたいと思っております。
- ○下村委員 今の15頁の表を見て改正後でも神立小学校は概ね40人とすると、もう

- 一つ作らなくてはならないよね。そういう検討はしていますか。
- ○中澤文化生涯学習課長 神立小学校につきましては、34人から43人ということでございますけど、今後も状況を見て増やしていければと。ただ神立小学校の第1第2第3と児童クラブが既に建っているんですが、敷地に制限がございまして増築するスペースが限界に近いこともありまして、今後建てる場所敷地等を検討して、学校側と相談のうえ増やしていければと思っております。
- ○下村委員 子ども子育ての方の委員会でも神立小学校の児童クラブの定員がオーバーしてきているから増築したと話がありましたけど、問題を提供する方がいらっしゃるので、あと外国人の方もいらっしゃるということで、ここについては思い切った考えをしていかないと難しいと思うんですよ。
- ○塚原委員 教室というのは建物別でなくてはいけないとか。いま空き教室が増えてきている。戸締まりの問題とかいろいろあって使えないとかあるのかもしれないけれど、そこら辺の規定とかってあるのでしょうか。
- ○中澤文化生涯学習課長 学校の空き教室はだんだん少なくなってきている状況でして、また教職員の働き方改革で学校の空き教室を使用してしまいますと、どうしても教職員にも残って頂くことが生じて参ります。警備上の問題もございますので。放課後児童クラブにつきましては、本校舎と離れた建物ないし児童クラブ専属の鉄骨プレハブを建てて児童を預かっているということですので、原則として児童クラブ専用の建物の中で児童を預かっていくという考えで今のところ考えております。
- ○塚原委員 やはり神立小学校のような土地のないところはどうしようもなくなっちゃ うということですよね。。
- ○中澤文化生涯学習課長 はい。今回神立小学校も大きいものを建てようということで検討したんですけど、今クラブが建っているところは埋め立て地であり、地盤も軟弱で、増築しようと思った部分が縁際のため危ないのではないかという指摘もあったものですから、第1児童クラブを増築というのがいっぱいであろうと。また建物の周りに配管があったものですから、その点もございました。今後も考えていきたいと思います。
- ○矢口副委員長 今回の改正の趣旨で上大津西小が廃校で菅谷小に統合されるとありますが、こちらの方では菅谷小のことは具体的に触れられていませんが、現状では定員数に特に問題はないのでしょうか。
- ○中澤文化生涯学習課長 上西小については定員が40人ですが現状は少ないものですから、統合しても預かれると考えております。今回の募集状況を見て、足りないようであれば対応を検討して参ります。
- ○矢口副委員長 ちなみに菅谷小の定員は何人なのでしょうか。
- 〇中澤文化生涯学習課長 38人でございます。
- ○福田委員長 それでは次に移ります。 5 令和 2 年度土浦市一般会計予算案主要事業に ついてを執行部より順次説明お願いします。
- ○平井教育総務課長 令和2年度土浦市一般会計予算案主要事業でございます。事前委

員会資料16頁に、教育委員会 関連予算の内、予算書別冊に掲載のある頁を抜粋し て一覧表としてまとめさせて頂きました。予算書別冊の頁順に、担当課からご説明を させて頂きます。まず教育総務課でございます。予算書別冊54頁教育委員会バス更 新事業でございます。事業の目的に記載の通り、学校の校外学習、児童生徒が参加す る体育大会や, コンクールなどの際に, 生徒送迎用として大型バス3台を所有してお りますが、内1台は運行開始から20年が経過し、車両の老朽化が著しいため、事業 の概要に記載のとおり, 該当の大型バス50人乗り1台を, 運行時の乗車人員等の状 況を踏まえ、環境に配慮した低公害型の中型バス45人乗りに更新を行うものです。 続いて予算書別冊57頁小学校・中学校空調機器整備事業でございます。事業の目的 に記載の通り, 近年, 真夏の猛暑日が増加しており, 小中学校の給食配膳室において も,温度と湿度の適正管理が不十分な環境となっているため,年次計画で空調機器を 設置するものです。事業の概要ですが、令和2年度は、給食配膳室に空調機器を設置 するにあたり、小学校13校、中学校8校について、受変電設備の改修の必要性につ いて,調査や整備に向けた設計を行うとともに,小学校10校には,備品により,空 調機の設置を行うもので、残りの小中学校についても、調査設計等を踏まえて、年次 計画で空調機器の設置を行うものです。続いて予算書別冊58頁学校教育施設長寿 命化計画策定事業でございます。事業の目的に記載のとおり、平成28年8月に策定 された, 土浦市公共施設等総合管理計画における個別計画として, 公共施設管理の基 本方針に基づき,事業の概要に記載のとおり,校舎・体育館等,概ね200㎡以上の 建物及びプール等の学校教育施設について、中長期的な維持管理に係るコストの縮 減, 財政負担の平準化を図り, 学校教育施設に求められる機能や性能を確保するため, 長寿命化及び改修等の長期計画を策定するものです。今後は当該計画に基づき、適切 な施設の整備・維持管理に努めてまいります。続いて予算書別冊60頁をお願いしま す。小学校・中学校大規模改造事業でございます。事業の目的に記載の通り, 現行の 新耐震基準以降に建設された学校については、大規模な改造工事が未実施となって おり、経年劣化等で特に老朽化が著しい、小中学校のトイレについて、事業の概要に 記載のとおり、令和2年度に、小学校3校、中学校1校の4校24箇所について、老 朽化したトイレ給排水管の更新や,洋式化の改修工事に向けた,実施設計を行うもの です。今後の予定としましては、令和2年度の実施設計を基に改修工事を行います。 教育総務課は以上でございます。

- ○福田委員長 教育総務課関連で質問があればお願いします。
- ○下村委員 54頁のバスということですが、これを購入すると1、514万5、00 0円なんですが、バスを最近市ではスポット的にお願いしているのかな。固定的な 年間の経費というのは、物を買うということでなくてやり方としてあるんだけれど も、買ったら年間の維持費とか人件費だとかいろいろなものでどれくらい差がある のですか。
- ○平井教育総務課長 前に委員会においてもご質問を頂戴しておりまして、教育委員会 バスの運転維持管理費に伴う積算の比較をさせて頂きました。車両を購入して運転

を委託した場合、車両をリースいたしまして、運転を委託した場合。それと車両を 含め完全に委託をしている場合。その3パターンを比較させて頂きました。一番安 い物はやはり車両を購入して運転を委託した場合というのが最も安価だと積算が出 まして今回中型バス45人乗りということですが、こうしたことを踏まえ更新する ことになったわけでございます。

- ○下村委員 買った物ってどんどん古くなっていくわけだけど、いわゆるスポット的・ 臨時的に頼む物は割合と新しい物が使えるので評判は悪くなるはずないのだけれど、 それは安いということで理解します。それと58頁の校舎長寿命化計画策定で、市 はプールなどはお金が掛かるからやらないんだよといっている訳なんだけど、長寿 命化の策定事業というのはどうしてそういう風に変わっていっちゃうのですか。
- ○平井教育総務課長 ご質問のプールに関しては、既存のプールが劣化度、老朽化がどういう風になるかを確認させて頂き、残せる物は残すということもありますので、その残す物をどこにしていくかと。集約化ですとか、共有化ですとかそういった長寿命化を計画しております。
- ○下村委員 あの一。不公平でしょ。例えば新治学園とかは無く、遠くへ行くときにはバスで行かなくてはならないというロスがあって。片方は昔は敷地内で建設して、授業の移動時間も無くスムースにやれたりしている。そういったことは教育委員会の中で検討されましたか。プールも修繕すると確かに何百万使ってしまうわけですよね。もうプールはやりませんよという意見や、そういった会議は開かれたのでしょうか。
- ○平井教育総務課長 まさにこれから。まずはプールがどのような状態なのか。今回の四中プールですけど給水管の漏水が発生しているように。他のプールも40年経過しています。まずそういった物の現状を把握する必要があります。それと比較的に新しく荒川沖小は作っていまして、防水シートの耐用年数が違いますので、まずはその現状を調査するという部分をしてから方向性を決めていきたいなと。まずは計画を作成したいなと。事前調査を含めて。
- ○下村委員 そこら辺を教育委員会の中でよくお話し合いをして頂いて、経費削減、削減というけれど、プールが無い学校もあるわけだから、長寿命化も大切ですが、お金をかけられないというのであれば、会議を開いてその中でご検討して頂けるようにお願いしたい。
- ○鈴木委員 プールの件が出たので。新しくできた新治学園にプールを作らなかったというのは厳然たる土浦市の事実として、行政であるわけですよね。では後発で古くなってきたプールに関してどれだけお金をかけて改修するのかわからないけれど、その費用をバスの送迎とかでプールに連れて行った場合の比較というのを作って頂いて、工事をやることの前提では無くてまず比較をさせて頂いて、それを見て検討していかないと、下村委員のおっしゃったとおり学校間で不平等な状態が続いていくことになるので、その辺は今すぐのデータで無くていいので、途中経過の報告をお願いしたいと思います。

- ○平井教育総務課長 はい。
- ○福田委員長 他にございますか。
- ○塚原委員 57頁をお願いします。給食の配膳室の室温について、以前より高い状況にあって、場合によっては38℃位の室温が計測されることもあったんですが、できれば自主設計するときに、給食配膳室からエレベーターで上げて各階の前室みたいなところに置く学校もあるので、せっかく配膳室がこういった空調が整って良い環境にあるのに、ここから持って行った各階の前室が非常に高いとせっかく作った部分でもったいないのかなと思うので、ちょっと見て頂いてその辺はどうなのか設計をやるときも参考にして頂きたいと思います。
- ○平井教育総務課長 はい。
- ○福田委員長 他にございますか。
- ○田子委員 いくつかございますので、一つずつお願いします。まずバスの件で比較検討した物を私にも頂きたいのでお願いします。それと、バスは年間どれくらい動かしているのかを教えてください。
- ○田子委員長 1台ずつ動いていることもあるのでしょうか。
- ○平井教育総務課長 3台で動く場合と、単独で動く場合もそれぞれございます。
- ○田子委員 60頁のトイレでお伺いしたいのですけど、トイレの改修の対象箇所というのはどこになりますか。
- ○平井教育総務課長 対象箇所につきましては事業の概要に記載があります小学校中学校になり、主に給排水管の老朽化があるところで、和式のトイレを全て洋式化して参ります。これまで大規模改造工事が維持費となっている学校がございまして、そこをメインに手を入れているという状況でございます。神立小学校につきましては1度大規模改造で20年前ですけど行っておりまして、その際、一部和式を残しております。あえて和式を残したようですが、現状では新しい学校は洋式化されているので手を入れている状況でございます。
- ○田子委員 これは校舎に関してですか。例えば離れた部分の体育館とかも対象になるのでしょうか。
- ○平井教育総務課長 まずは利用頻度の高い校舎を対象としております。当然体育館の 方も一部和式になっているところも有りますが、まずは校舎が終わってから手を入 れていきたいと思います。スケジュールはこれから計画して参ります。
- ○**目黒委員** 57頁の給食の配膳室の件ですが、トイレの工事は令和3年度に実施予定となっていましたが、配膳室の工事は順次という見込みですか。
- ○平井教育総務課長 事業の概要の方に備品と書いてあります。10校につきましては ルームエアコン的なサイズで設置が可能ですので、令和2年に付けて参ります。新 たに大きなエアコンを付ける場合には、キュービクル変電設備の方もどれくらいの

容量が必要となってくるのかというのがございまして、それを調整いたしまして、 それを踏まえて、大きな工事となってきますので、令和3年度以降設置をしていく。 できれば全校ということもありますが、平準化という部分もありますのでスピーディに設置をして参りたいと思います。

- ○目黒委員 給食に対してはコロナ対策を行っていますか。
- ○元川学務課長 給食につきましては、保菌検査等を行ったりと言うことで保健衛生上の対応をしているところでございます。
- ○福田委員長 他にございますか。
- ○奥谷委員 トイレの話が出ていたのですが、この間一般質問でも少しお話をさせて頂いたのですが、災害時に避難所になった場合の体育館のトイレの改修で、今校舎を優先してその後見て頂けると言うことでちょっと安心したのですが、洋式化と合わせて体育館からトイレに行く間の照明についてもこの中でできるかわからないですが、合わせてご検討頂けると。
- ○平井教育総務課長 校舎,体育館とも指定避難所としての位置づけがございます。当然学校そのものがバリアフリー化が進んでいるが,一部体育館の方で段差があったり,照明が暗い部分があったりと伺っておりまして,特に和式についてはこの間の台風の時にいろいろと避難所の方々にはご不便をおかけしたと言うところでございます。やはり文科省の交付金を使う事業なのか。それとも緊急天災事業債,防災事業債と言うことで,指定避難所に使える物なのか,今のところ令和2年度までの様なんですがこれがどれくらいまで伸びるのかというのもありまして,バリアフリー化も含めて整備をして参りたいと思います。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- ○福田委員長 それでは文化生涯学習課関連をお願いします。
- ○中澤文化生涯学習課長 続きまして、文化生涯学習課です。予算の概要55頁をお願いいたします。就学前教育推進事業でございます。事業の目的でございますが、幼児期から児童期にかけては、育ちと学びの基礎を培う大切な時期であり、連続性・一貫性のある教育を行う必要があることから、就学前教育と家庭教育を推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るものでございます。令和元年度は、就学前教育推進員2名を配置し、幼児教育施設と小学校を訪問すると共に、アンケート調査を行うなど、連携と接続に関する実態調査を行なっております。また、保幼少連携について市関係各課による連絡調整会議を開催いたしました。令和2年度は、引き続き、就学前教育推進員2名を配置するための報酬費と、幼児教育施設や関係機関等の代表者と学識経験者で構成する保幼少連携協議会を設置するための委員の報償費が主な予算でございまして、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図っていくものでございます。予算の概要61頁をお願いいたします。霞ケ浦の帆引網漁の技術総合調査事業でございます。事業の目的でございますが、平成30年3月に霞ケ浦の帆引網漁の技術が国選択無形民俗文化財に選定されたことから、この選定

を契機として, 記録保存を図りながら総合的な学術調査を実施し, 地域固有の歴史 資源としての価値を更に高めるため、土浦市・かすみがうら市・行方市の3市が協 力して調査研究を行うものです。実際の活動につきましては、文化庁の指導の下、 3市の保存会・専門家・行政関係者により組織する霞ケ浦の帆引網漁の技術総合調 査委員会において行うこととし、令和元年11月に委員会を設立いたしました。令 和2年度の事業内容は、帆引網漁に関する聞き取り調査や資料の所在調査などを行 う予定でして、右側の下の方に事業費の負担額が記載してございますが、調査費用 につきましては2分の1を国が、残りの2分の1を3市で負担することから、令和 2年度の土浦市の負担分は、全体費用210万円の内の6分の1である35万円と なります。なお、本調査は令和2年度から令和4年度までの3ヶ年の継続調査を計 画しており、最終的には報告書にまとめ、観光資源としての帆引船の魅力向上を図 るものでございます。続きまして予算の概要63頁をお願いいたします。市民会館 耐震化及び大規模改造事業でございます。市民会館につきましては、施設の耐震化 を図ると共に老朽箇所の大規模な改造を行いまして、施設を安心・安全で快適に利 用できるよう事業を進めているところでございます。平成31年の1月より工事に 着手し、令和2年3月までの工事期間内には、予定どおり完成する運びとなってお りまして、合わせて駐車場の拡張工事も行っているところでございます。令和2年 度の事業内容は、生涯学習館に一時保管していた市民会館の備品類の引っ越し業務 と、老朽化した備品類の購入費、また、令和2年5月24日日曜日に予定しており ます市民会館リニューアルオープンに伴う記念式典の開催費用が主な事業費でござ います。説明は以上でございます。

- ○黒澤上高津貝塚副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場でございます。62頁をお願いいたします。特別展・企画展事業でございます。当館では、開館以来、考古資料から歴史を探る展示を開催しております。来年度は、秋に第23回企画展として、武士団が成立する平安時代の終わりころから鎌倉時代にかけての土浦周辺の様相について、発掘された考古資料から紹介します。関連行事としまして、記念講演会や学芸員による講座、展示案内会などを予定しております。説明は以上でございます。
- ○福田委員長 ここまでで質問のある方はいらっしゃいますか。
- ○田子委員 就学前教育推進事業について。関連するのかわからないのですが、市民の方から小中一貫、県は中高一貫どこを目指しているんだと言うお話があります。小中で連携して高校受験をする。小学校までは地元の小学校に通って、県立が中高一貫を進めている。これはまた幼児教育からのスムーズな移行ということなんでしょうけど、保護者の皆さんからすると向いている方向がばらばらという風に見えている方が多いようなんですけど、今回は保幼小ということなんでしょうけど、小中とやっているが中学校までは入れないのでしょうか。どこまで入れるのか複雑であるので。
- ○井坂教育長 これは義務教育なので、市町村レベルのことと県のレベルのことと、私学の独自性というのがあって、土浦市は小中一貫の9年間の連続的な。県の方は中

高一貫をやっていると。たまたまつくば市でやったつくば市の小中一貫の私は推進 委員をつくば市の学校に勤めていたので、つくば市は土浦市よりも6年早く小中一 貫をやっております。半年間でやってしまったのでぎくしゃくしたので、土浦は6 年間かけてやると。県はそれとは別に10年前の企画推進室と、県のホームページ を見て頂ければわかるように、 県立学校120校は多すぎるから80校にしようと。 平成元年の中学生4万9、500人くらいいたのが今は半分になっているので多い と。そういう中で今までは集まらない学校を切ってきたのだけど、そうでは無くて 集まる学校も切ろうと。水戸一高が8クラスが6クラス。土浦一高も8クラスが6 クラス。そういうことで新しいタイプの学校を作ろうというのが県の方針。土浦市 の小中一貫というのは9年間連続性。当然その中で小学6年生で受験するケースが 出てくるんですけど、それは文科省の方でかまわないよと。それは今までの日本の 伝統的な教育システムに風穴を開けようと。それが茨城県のやり方で、10年前に 計画を出したときに当時の知事はあまり好ましく思わなかったみたいで、新しい知 事は2年間で新しいことが起きて、この前のAERAでしたっけ。朝日新聞の。そ れによると茨城県は中高一貫校を、今東京は12校なんですけど、茨城県は13校 と、日本で一番中高一貫校がある県になると。要するに教育システムに風穴を開け るというのが小中一貫と中高一貫。それとは別に三つ子の魂100までということ で就学前教育の要するに小学校に入る前の子どもたちをきちんとルールなんかを勉 強して小学校につないでいって、円滑にいわゆる小1プログレム、あるいは中1ギ ャップと呼ばれるような、幼稚園あるいは保育園から小学校に行くときの子どもた ちがつまづいてしまうような子がいるからなくそうと。小学校から中学校に行くと きにつまづく子もいるからなくそうということをやっているので、一般の人から見 れば義務教育をやっているのが土浦市の範疇で、中高一貫の方は県と区別できない のかもしれないので違うのではという意見がありますが、基本的にひとりの子ども を見た場合に、公立校のシステムと私立校のシステムもある。古いタイプと違うか らおかしいのではという意見が出ている。

- ○中澤文化生涯学習課長 就学前教育について。現在市内の幼稚園、保育所などが約4 0カ所。その他にも地域型保育事業施設や認可外の託児施設などがございます。い ろいろな独自性のある保育をやっているところがあるかと思いますが、就学前期養 育について簡単に申し上げますと、小学校の入学直後、新しい環境になじめなかっ たり、集団行動ができなかったり、授業中座っていられなくてなかなか集中できな いようなお子さんが特に小学1年生でいらっしゃる。それを小1プログレムと呼ん でおります。この課題を踏まえまして保育所や幼稚園、認定こども園との連携を強 化いたしまして、家庭や地域とか年長さんから小学校に入ったときにスムーズに授 業に参加できるようなお子様を育てたいという取り組みでございます。
- ○下村委員 今の説明と資料の中身を見ると推進委員2名を配置するんですね。その推進委員の方は小学校と幼稚教育施設との連携・接続の実態調査を行いとありますが、 その方達が各施設に出向いてやってくれるんだよね。それで事務局的な話なのか。

それともう一つ,この2名の方はどのような資格の方で,どういうところの部署に 配置されるのか。

- ○井坂教育長 就学前は令和元年からスタートしております。スタッフは室にしようとしたのですが、組織上認められなくて2人。ひとりは中学校の校長先生であった人。県の人権対策室長をやっていた人。そして、県南の校長会長をやっていた人。県南教育事務所所長をやっていた人。もう1人は県南教育事務所を退職してから3年経った。だからかなり教育には精通した方が公立・市立の施設を回って、あと小学校も回っていろいろとすりあわせをして、先日やった総合教育会議に総括してまとめて頂いて来年度の方針をまとめて頂いておりますので、この予算は今年付いた物とほぼ同額の物が来年付くということです。一番問題なのは幼稚園は学校で、文科省ですから、幼稚園は4時間しか預かれない。それを今は無理して延長していますけど。保育園は学校で無くて厚生労働省管轄。それとは別に幼稚園と保育園を合わせた認定こども園という、これは国会でだいぶもめたように所管する部署が無いので内閣府が。だから文科省・厚生労働省・内閣府管轄のものがあるので、いろいろと軋轢があるから、それを子どもたちひとりひとりを考えると、小学校一年生になるとき悩まないようにしようということで土浦市は保健福祉部と連携して、これからのことも含めて対応しております。その予算がここに上がっていると。
- ○下村委員 子どもプランの改定で策定が終わったのかな。パブリックコメントも進んでいますから、そういったところでもこの幼児教育に関しては小学校との連携ということでも謳っておりますし、教育長のお話のとおり認定こども園であるとかいろいろなところがあるので、2人の方で本当に室にしたいくらいだと思うんですけど、将来的にはもう少しこれを拡張していくというか拡充していくというかということで進めていって頂きたいなと。
- ○羽生教育部長 昨年の4月からこの2名の方で動き出して、実際その関係各課の調整会議を開きまして、こども福祉課や障害福祉課等の児童に関する課が集まり調整会議をしまして、その上でこの2名の先生が各現場の幼稚園や保育園、認定こども園などを全部回って、今の現状をつぶさに聞いて、その結果をまた報告を受けて今進んでいるという状況であります。先生達も当然手探りの中で、他に事例があるわけでは無くてこんな問題があるとつぶしていって小学校につなげていきたいと今動いております。引き続き関係部局と連携を取って良いものにつなげていきたいと。まだ1年目、来年2年目という状況ですのでここをしっかりとやっていければと思っております。
- ○井坂教育長 追加で。幼稚園について元々土浦市は元々歴史があるので、幼稚園とか専門学校とかを運営している母体がいくつもあります。今年国の会計検査院が入りまして、そのお金の使い道が保育士さんや先生達にきちんといっているかチェックを受けまして、会計検査院がだいぶ県に戻して、県から指導があって、要するに補助金が先生達にいっていないという実態がわかってきて、今だいぶ厳しい指導があるはずです。具体的にいうと月給12・3万円。10年経っても13万円とか。補

助金が先生達にいっていない。その学園の別の目的、例えば土地の購入とかそっちの方に流れていると。国の方も初めて会計監査員が入ったということで。そういったこともなかなか難しいんだけれども、就学前の子どもたちの環境を良くするためには先生が良くならなくてはならない。先生の給料が良くなければ良い先生が来ない。土浦よりも東京の方が7・8万円高い。向こうに流れちゃっているので。つくばなんかは直接保育士に3万円をやっていますけど。もくろみとすれば、そういったところまでは入れるかわからないですけど、調整しながら土浦市の小学校に入る前の子どもたちの環境を整えて、小学校1年に入るときにいろいろな問題を起こさないように事業をやるという趣旨でございます。

- ○下村委員 教育長がおっしゃるとおり、お金の問題は保健福祉部の方でも保育士の先生に補助金を出すわけですよね。それの監視はどうなっているんだという話をしたことがあるんです。出す側の方は出しますよというんだけど、その監視をどうやって使っているんだと。本当に先生のところに行っているのかとか。そういったことも含めて監視してくださいと話したことがあるんだけど。やはり補助金に関しても、教育長がおっしゃったところは大きなポイントかもしれない。お金をきちんと追っていかないと良い教育もできないし、良い先生を確保はできないとなってしまう。その辺の監視もやって頂きたいと思います。
- ○井坂教育長 公でやっている教育も私立でやっている教育も日本では両方合わせて公教育というが、私立の私学の独自性というのもあるので、そこには突っ込めない。大学にしろ高校にしろなかなか突っ込めないと言うことがあるので、たまたま会計検査院が今年から入り始めた。おそらく日本全国あるのでしょうけど、そういう中でのお話なので。だからこの予算の中で働いている方がどこまで権限があるのかというのはなかなか難しい。
- ○田子委員 教育長。今年って今年度のことですか。先生達にきちんといっていなかったというのは今年度のお話ですか。
- ○井坂教育長 会計検査院が入ったのはおそらく今年が初めて。令和元年。これまでも 入っていなかった。
- ○田子委員 これまでも入っていなかったというのは。
- ○井坂教育長 要するに補助金を出したんだけど、補助金の使い道は理事長の決定が全てなので、例えば園長先生達も知らない。理事長が全てというのがいろいろなところであるので、その辺のところについてもやっぱり補助金が出ているし、特別な配慮を要する例えば3人で90万くらい出るはずなんだけど、それが国としては先生の方に出るはずだがいっていないといった実情も見えてきているし。土浦に母体がある保育園は他の市町村にもあるから指摘を受けている。そういうことで土浦は環境的に歴史的なものをこれまでどおり幼児教育がきちんとできていたところをやる必要があるということで。
- ○福田委員長 では次に移ります。指導課関連。
- ○中山指導課長 予算書の56頁をご覧ください。道徳教育アドバイザー配置事業でご

ざいます。この事業につきましては道徳指導の経験が豊富で教員に対する指導力があるものを道徳教育アドバイザーとして認容し、教職員の指導力を充実させることで児童生徒の道徳性を養う事業でございます。学習指導要領の改訂に伴いまして、小学校では平成30年度から中学校では令和元年度から道徳が評価科となり、いじめ問題への対応をより充実させるために教職員はこれまでにも指導方法を改善し、児童生徒が道徳的な課題を考え、そして議論する事業への転換を図って参りました。更に多様な指導方法の導入や創意工夫を生かした授業づくりに向けて道徳教育アドバイザーは市内の全ての学級を訪問し、教員に直接アドバイスを行うことで、教員の指導力を高め、そして道徳教育のさらなる充実を図って参ります。本事業によりまして、教員の指導力向上や児童生徒の豊かな心の更なる育成の期待ができると考えております。

○元川学務課長 学務課でございます。別冊の59頁をお願いいたします。本事業につ きましては,平成24年度策定の土浦市立小学校適正配置実施計画に基づき,現在, 上大津地区小学校適正配置検討委員会において、上大津地区小学校の適正配置の協 議・検討を進めているところでございます。現時点での神立小学校を除く3小学校 の統合先の3案について、埋蔵文化財包蔵地や森林法等の新たな課題があることが 判明したため、最終提言に当たり、実現可能性などについて専門的な視点から分析 を行う必要が生じたことから、現在、業者に検討資料作成業務を委託して、第6回 の検討委員会開催に向けた準備を進めております。それに伴い、スケジュールの見 直しを行い、本年3月に検討委員会から最終提言を頂き、令和2年度に、提言内容 の住民説明会、統合校の通学区域に関する学区審議会への諮問・答申を経て、上大 津地区小学校適正配置実施計画を策定する予定でございます。なお、上大津西小学 校につきましては、中間提言を踏まえて平成31年2月に策定した上大津西小学校 と菅谷小学校の暫定的統合計画に基づき、令和2年度より菅谷小学校に暫定的に統 合いたします。また、実施計画策定後につきましては、新たな統合校の開校準備協 議会を設置して、開校に向けた各種の協議を進めるとともに、実施計画を踏まえた 新校舎建設の整備基本計画の策定に向けて、検討委員会やワークショップを開催す る予定でございます。続いて別冊の66頁をお願いいたします。本事業につきまし ては、老朽化が著しい現在の2ケ所の学校給食センターを統合して、旧新治庁舎跡 地に1センター方式として再整備するものでございます。現在,本年5月末までの 工期で建設を進めているところで、令和2年度におきましては、備品や消耗品の購 入、現在の学校給食センターからの引越作業、調理・配送のリハーサル等を予定し ており、令和2年9月からの学校への給食提供開始を目指して、円滑に新たな学校 給食センターに移行できるよう今後も準備を進めてまいります。なお、竣工に当た り,調理・配送のリハーサルに合わせて,8月21日金曜日に完成記念式典を行い, 参列者に給食の試食をして頂く予定でございます。また、消毒等を行う前の調理室 をご覧頂ける6月中に、内覧会を行うことも計画しており、それぞれ詳細が決まり ましたらご案内させて頂きたいと存じますので、よろしくお願いいたします。説明

は以上でございます。

- ○木塚博物館副館長 64頁をお願いします。重要資料公開推進事業でございます。博物館では開館以来本市の特徴を紹介する展示にて重要資料の公開を行っております。令和2年度は特別展が2つございます。まず第41回特別展。土浦城時代を超えた継承の軌跡では、続日本100名城選定記念。市制施行80周年記念とし、本市のシンボルである土浦城の歴史を紹介します。次に第42回特別展。経典に託す願い東城寺経塚とその後の時代では、令和3年に茨城県指定文化財となっている東城寺経塚が発見されて130年目の節目となることから、経塚の意味や当時の人々が経典に託した思いを紹介いたします。
- ○根本スポーツ振興課長 65頁をお願いします。新治運動公園整備事業でございます。 同運動公園の多目的グラウンドの人工芝化を推進するため,その整備手法及び整備 後の利用者増に対応するための駐車場の整備について調査を行うものでございます。 事業の概要でございますが,人工芝化の整備手法といたしまして,市が施工する方 法と民間業者が整備したものを市が借り上げる,いわゆるリース方式の2つの方法 がございます。特にリース方式につきましては,これまで他の自治体での例が無い と,初めての設置方法となりますので,ライフサイクルコストを含めた事業費の比 較,また,多目的グラウンドが整備後20年経過しておりますので,既存の暗渠排 水設備の機能調査,また,公園内での駐車場増設の検討を行うものでございます。 その調査結果を参考にしまして,令和3年度以降整備事業を進めるものでございま す。
- ○福田委員長 それでは質問がありましたらどうぞ。
- ○鈴木委員 給食センターの需用費と備品の2つは入札は今からですか。
- ○元川学務課長 備品は一部まだ未契約という状況ですけど、その他の備品については 既に契約済みとなっております。
- ○鈴木委員 需用費も終わっている。
- ○元川学務課長 需用費の方も既に契約をしておりまして、あと納品して頂くような状態になっております。
- ○鈴木委員 予定どおりオープンに間に合うということで、スケジュールで進んでますね。
- ○元川学務課長 はい。工事の方も順調に進んでおりまして、予定どおり遅れること無くオープンできるように準備をしております。
- ○福田委員長 他にどうぞ。

(「なし」の声あり)

- ○**福田委員長** それでは次,報告事項に移ります。1学校給食費の改定について執行部 より説明お願いします。
- 〇元川学務課長 学務課でございます。資料17頁をお願いいたします。本件につきましては、昨年12月の事前文教厚生委員会にて、学校給食費の見直しに伴う答申についてとして、土浦市立学校給食センター運営審議会からの答申内容について報告

させて頂いたところですが、当該答申を踏まえて協議・検討を行った結果、資料に記載のとおり改定する予定となりましたので、改めてご報告いたします。具体的な改定内容につきましては、資料の1改定予定の給食費に記載がございますが、審議会から頂いた答申のとおり、1から6年生の月額3、900円を4、400円、7から9年生の月額4、500円を4、900円に改定するものでございます。ただし、子育て支援等の観点から、月額のうち200円を市が補助し、実負担額を1から6年生が4、200円、7から9年生が4、700円とすることで、保護者負担の軽減を図る予定でございます。改定時期につきましては、資料の2改定時期にございますが、令和2年4月を予定しており、こちらも答申のとおりとなっております。なお、改定につきましては、次年度一般会計予算の議決を頂いた後に、土浦市立学校給食センター条例施行規則の改正により実施したいと存じます。今後も栄養価を保ちつつ、安全な食材を使用して、充実した給食を安定して供給してまいりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○塚原委員 給食費の改定は若干違うんですけど、当然値段が上がる、今も滞納というか、そういうことがあると思うんですよね。今後もしかしたら増えるということもあると思うんですけど、徴収について以前から学校関係で事務の先生や担任の先生がやっているというのがあって、給食センターに合わせて、それ以降順次考えていくよと言うことであったのですけど、公費として扱ってそれを先生方では無くて、市の方で徴収するというのはだいたいいつ頃から考えているのか。
- ○元川学務課長 学校の校長会ですとか、事務部会の方から以前からそういったお話が ございまして、国の方から本年度ガイドラインが出されました。方向性としては地 方自治体が担うべき業務だということで位置づけられています。昨年度と今年度直 接事務の代表の方と、教頭先生の代表の方と協議を現在進めているところございま して、徴収管理のシステムの必要性ですとか、あるいは人員の確保。そういった部 分もございます。事業をご案内したとおり、給食センターの事務費もございますの で、こちらといたしましては、新給食センターの供用開始と今度アレルギー食の提 供もあります。こちらも準備がございます。アレルギー食の準備が落ち着いた頃か ら、8月以前に人員を配置して頂ければ方法等を検討したうえで早急に実施したい と思います。
- ○下村委員 給食費の改定って、結果なんでしょうけど、あの一茨城新聞でね、どこかの県内の自治体でね給食費は全部負担しているところもあるし、なんでこの200円なのかなぁっという思いもありまして、中途半端な200円だなと。素直な意見ですよ。滞納のこととかいろんなことがあるんですけど、現行どおり上げないで300円出せば、200円なのかもしれないが、なんかもうちょっと下げてもらえればありがたいなと。食育だとか教育長おっしゃるし、最近服部誰それという大学の教授も食育が大切だと新聞に出ていましたけど、お金を上げたら少し栄養じゃ無いけどボリュームが上がるとか、あるいはこうカロリーが高くなるのか、その辺のと

ころ考えて頂きたいな。

- ○井坂教育長 これ要するに食材費なんです。ランニングコスト、給食センターを建てるとか人件費とかは一切抜きで、食材費だけで確か土浦の場合1年か2年前に計算したとき5億2千万くらいかかっている。水戸市は10億掛かっているからやれないよと。要するに自分の食べるものは自分で払おうよと、その継続で審議会で通ったわけです。
- ○元川学務課長 以前から栄養士から賄い材料費が足りないという話を頂いておりまして、それでどれだけあれば足りるのかということで、実際に献立を立てて頂いてこれくらいあればという金額がこの改定後の金額でございます。これまでは国が摂取する基準の改定等もありましたけど、それに満たない部分もございまして、それに近づけるためにはこの程度の値上げが必要だということで答申を頂いたものでございます。ですので令和2年4月からというのもなるべく早急にということで、令和2年度から値上げした方が良いというような答申内容でございましたので、そのうち全額保護者負担とするのか、あるいは一部先ほどおっしゃったように無償でやっているところもあります。また一部負担しているところもあるということで、検討したところこの金額になったということでございます。今後についてもその栄養バランスや食事の部分も検討しながら給食の充実に努めて参りたいと思います。
- **○下村委員** よろしくお願いします。
- ○井坂教育長 大子町でも以前1,500人いたのが,600人くらいしかいないので, 全部調理代を払っても,城里町も同じような感じです。水戸市などや土浦市など子 どもが1万人超すところはちょっと無理というか,前向きに学務課の方が所定の手 続きを取ってここまで来ております。
- **○下村委員** ありがとうございます。今後とも是非やって頂ければと思いますのでよろ しくお願いします。
- ○鈴木委員 1人当たり200円というのは市の一般財源からの支出になりますか。
- ○元川学務課長 その通りでございます。
- ○鈴木委員 そうすると保護者にとっては値上がりするわけだよね。市が200円を負担しているというのは感じないと思うんだよね。そこの周知や理解が難しいと思うんだけど、保護者にどういう風に周知していくんですか。
- ○元川学務課長 周知につきましては審議会からも十分に丁寧な説明をして欲しいということで依頼がありまして、前回ご報告させて頂いたちょうど同じ時期に、保護者宛に現在こういう状況での給食費が足りていないというグラフ等を使った、値上げの検討の通知文を12月中旬ぐらいに送付させて頂いております。同時に市のホームページにも周知ということで掲載させて頂いておりますが、今般この決定を受けまして全員協議会においてもご報告を予定させて頂いておりますので、報告が終わった時点で、改めてお手元の資料を公費負担の見えるような形で保護者の方にはご理解ご協力を受けますよう改めてご通知を差し上げる予定ですので、土浦市が負担している部分も見えるように通知を出したいと考えております。

- ○鈴木委員 本来保護者が負担すべきところを、現実市の一般財源から出すというところは、やっぱり周知して頂きたいと思います。質問なんですけど、滞納に関する徴収の義務は相変わらず学校の先生が担っているんでしょうか。それとも違う部署でやっているんでしょうか。
- 〇元川学務課長 滞納の部分は現在状況は変わっていない状況でして、学校の方で対応 して頂いております。ただ、そのうち学校を卒業してしまった方の分を市の方で負 担して頂けないかということに関して、現在、他の方法を協議中でございます。
- ○鈴木委員 教員の仕事を少しでも減らしてあげようという中で、普段教室で教員と生徒の関係で、ものすごく滞納の事務というのは負担になっていると思うんですよ。 その辺を学校から切り離して、やってあげたらなと思いますので、検討するつもりも無いですか。
- ○元川学務課長 先ほど塚原委員の方からご質問があったとおり、徴収部分においてガイドラインが出ておりますので、それを実施すると滞納整理を含めて全部お金の掛かる部分は市の方で実施することとなりますので、そちらの方向で現在検討を進めているところでございます。
- ○井坂教育長 20何パーセントかな。未収率は。少ない方ですね。
- ○鈴木委員 なるべく先生方の負担を軽減する方法で検討して頂ければ良いかなと思います。もう一つこの200円の流れかた。200円を市の一般財源から給食センターへ振り込む流れになるのか。
- ○元川学務課長 公費の200円は賄い材料費だけということで保護者から頂いておりますので、それプラス200円を賄い材料費として予算を組んでそちらの方から支出しております。
- ○鈴木委員 わかりました。その辺わかるようにしておかないと一般財源から払う形だから、実際には払っていないのではという風な疑いをかけられてもつまらないので、その辺をしっかりとお願いします。
- ○矢口副委員長 運営審議会の方に当委員会を代表して行かせて頂いております。先日の運営審議会で出した答申どおりご報告頂いたということなんですけど、その他に教職員の分と試食の分と4項目あったと思うんですが、そちらの扱いは。
- ○元川学務課長 そちらの方も答申どおりでございまして、教職員につきましては、7から9年生と同額の4、900円が月額ということで、ただ公費負担はなしということですので、実際に負担分も4、900円の月額となります。その他、給食センター職員分の給食費が、市の職員と調理業者分の答申どおり6、800円ということで、賄い材料費だけではなくて調理に必要な光熱費だとかも一食当たりに加えて算出した額になっています。
- ○矢口副委員長 それで一番下の項目のセンター職員等々の6,800円。要するに4,900円が材料費の中で6,800円との差額1,900円が調理費等ということになると思いますが、その金額の部分は市の一般会計の収入部分に入ってくるのかなと勘違いするのですが、そういう認識でよろしいですか。

- ○元川学務課長 その通りでございます。その分が市に入ってきまして、賄い材料費として使うような形になります。
- **〇矢口副委員長** 私が言ったのは差額分の1, 900円が一般会計として入るのでしょうか。
- ○元川学務課長 別々にということでしょうか。こちらは給食費ということになりますので、このまま歳入に入って参ります。そこから材料購入費として回すこととなります。
- ○矢口副委員長 試食という部分は、主にPTA関係、保護者がよく試食をやっている と思うんですけど、そこら辺に適用されると言うことでよろしいですか。
- ○元川学務課長 おっしゃるとおり保護者の方だとか、あるいは新しいセンターになったあとは見学にお見えになってその場で試食する場合などを想定しております。
- ○**矢口副委員長** 最後に一つ。先ほど鈴木委員がおっしゃったとおり公費負担の200 円は保護者の方にくれぐれも周知徹底をよろしくお願いいたします。
- ○下村委員 さっき滞納の話が出たんだけど、給食費の集め方・徴収の仕方って国の指針によれば、直接自治体が行うよと。その話って、学校事務職だとかそういったところに国が大幅な補助を出しているんじゃないかなと思うんですよ。令和元年から出ていると思うんだけど。そういったところの調査をしていますか。要するに学校事務って先生方の働き方改革の中で大変だよと言うところで、学校事務に補助金を出しますよとなったと思うんですよ。そういう研究をされてやっぱり国から頂くと。おそらく地方交付税の中でどういう風に使っても良いよとあるかもしれないし、そういったところを探って、やっぱり先生方の負担を減らすように。先生方も悩んじゃうよ。集めるというのは大変なことだからよくお考え頂きたい。
- ○田子委員 保護者の方からちょっと市政とずれるんだけど、大井川知事って給食費を 無償化するって言って当選したけどいつやるのって聞かれまして、県議に聞きました。100億円掛かるってことをみたら、話に出なくなってしまったということが あるそうなんですね。本市だけでなくて、県内の自治体の方から県の方にやっても らえないかと。そういうのは出せないものなのですかね。
- ○井坂教育長 隣のかすみがうら市でも無償化で2億5,000万円かかると。ちょっとなんとも言えない。もっとかかるんじゃないですか。
- ○鈴木委員 できない約束はしちゃだめだよ。
- ○田子委員 兵庫県明石市で中核市として初めて4月から給食費を無償化するというニュースが流れていたんですけど、土浦市も中核市だと認識しているんですが。やっぱり難しいんでしょうか
- ○羽生教育部長 事務方としてはこれだけ掛かるというのが現状で、それを市民の方、 首長・議会との協議というのが当然出てきますんで、私どもの方ではこれだけ掛か ると言うところまでしか出せない。その中でもなるべく保護者負担を少なくする方 向で、良い給食を出すというのが一番の状況かと考えておりますので、それ以上の 答えは出せない状況にあります。

- ○田子委員 保護者の方から見れば美味しくて安全なのは当たり前なんですね。少子化対策の部分で給食費をなんとか200円じゃなくてというのが声として上がっておりますのでお伝えしておきます。
- ○福田委員長 それでは次に移ります。2市民会館について執行部より説明お願いします。
- ○中澤文化生涯学習課長 資料の18頁をお願いいたします。市民会館につきまして、 3点ほどご報告させて頂きます。まず、1つ目でございますが、市民会館のリニュ ーアルオープンの記念式典についてでございます。リニューアルオープン目は、令 和2年5月24日日曜日でございます。記念式典の内容は、午前中にテープカット 等を行い、午後に記念公演として、市内中学校生徒による合唱、合奏を行う予定で ございます。式典の際は、議員の皆様にも招待状をお送りいたしますので、ご参加 につきましてよろしくお願いいたします。次に、2つ目ネーミングライツについて でございます。市民会館ネーミングライツ事業スポンサーの募集については、9月 議会の全員協議会でご報告させて頂きましたが、11月29日までの募集期間内に 事業者の募集が無かったことから、現在、再募集を行っているものでございます。 募集期間は3月10日火曜日までとなっておりますが、この期間内でも募集が無か った場合は、これ以降も継続して募集を続けてまいります。なお、現在、1社より 社内検討をするとの打診がございました。次に3つ目, 駐車場整備についてでござ います。市民会館利用者の利便性を高めるため、真鍋事務庁舎旧館跡地を市民会館 駐車場として拡張整備を行っているものでございます。工事期間は、令和元年12 月26日から令和2年3月15日まででして、これにより駐車台数が31台増え、 合計で317台分の市民会館専用駐車場が確保できることとなります。19頁をご 覧ください。市民会館駐車場の平面図でして、図面上の網掛けとなっている箇所が、 駐車場の舗装整備箇所となっております。図面左側が道路を挟んで市民会館、図面 上が北側でして、医師会館の建物がございます。医師会側の旧第2駐車場部分と、 図面右下の縦一列になっている箇所は、舗装が傷んでいることから、修繕と白線の 引き直しを行います。中央のシルバー人材センターの西側には、新たに60台分が 増える箇所となります。これまで借地で借りていた医師会建物の西側20台分を返 却し、再整備するにあたって削ることとなった駐車スペースもあることから、増減 としては、31台分の増となったものです。説明は以上でございます。
- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○鈴木委員 駐車場一台一台の幅は既存の市民会館は狭かったと思うんですけど、あれよりは少し広くなる感じですか。
- ○中澤文化生涯学習課長 網掛け部分については、特にシルバー人材センター左側部分、 60台分につきましては現状よりも広くなっております。
- ○鈴木委員 今までのは今までどおりだね。
- ○中澤文化生涯学習課長 おっしゃるとおりでございます。
- ○福田委員長 それでは次に移ります。 3 土浦市立図書館一部運営業務委託プロポーザ

ル受託候補者の選定結果について執行部より説明お願いします。

- ○**大貫図書館副館長** 図書館の一部運営業務委託プロポーザルの受託候補者の選定結果 についてご報告いたします。資料の20頁をお願いします。図書館の窓口等の一部 業務につきましては、新しい図書館の開館から民間の専門事業者へ委託をしており ますが、今年度末で委託期間が終了となるため、公募型プロポーザルにより事業者 の選定を進めておりました。選定につきましては、選定委員会において、これまで と同様、運営実績や専門性、人材育成等、総合的な評価を行った結果、受託候補者 が特定されましたので報告いたします。受託候補者は、株式会社図書館流通センタ ーとなります。こちらは現委託事業者でありまして, 引き続き, 運営業務を委託す ることとなりました。選定委員会による審査は、2月13日に参加事業者によるプ レゼンテーションと質疑応答を行い、決定いたしました。参加事業者については、 今回は1社でした。なお、1社の場合でも、本プロポーザル実施要領の審査基準に 基づきまして、提案の内容を同様に審査し、受託候補者として特定するに足りるも のであれば, 受託候補者として特定することとして審査を行いました。選定委員会 による審査・評価の内容ですが、表に記載のとおりとなります。評価項目は、図書 館の運営実績、運営における基本的な考え方、職員の雇用・配置・研修の各計画、土 浦の地域活性化に向けた企画・取組みをテーマとした、サービスに関する提案、業 務委託見積額の7項目です。評価の結果は、5人の選定委員が各200点満点の合 計1,000点として審査しております。今後,本日の報告を経て,市ホームペー ジにおいて選定結果を公表し、見積り合わせにより契約締結となる予定です。説明 は以上です。
- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○鈴木委員 この評価点の見方がわからないんだけど、1,000点に近い方が落札できるのかどっちですか。
- ○**大貫図書館副館長** 1,000点満点の内,高得点を取った事業者が落札となります。
- ○鈴木委員 そうすると7番の図書館一部運営業務委託の見積額が10点しか取っていないというのは、これは満点が違うの。他のやつと。150点満点の中の10点と言うことですか。
- ○大貫図書館副館長 7番の方は見積額でして、安い方が点数が高くなるということでして、こちらが示した額に近い、金額が高かったということで、配点としては低くなっております。
- ○下村委員 まあ、プロポーザルですから仕方がないんだろうけど、1社のみというのが規定どおりだよと。そういった中で評価点を見ると頭が良いんだけど行動力がないという会社に見える。業務委託だから指導はできないのだろうけど、評価をどのように1社に対して市ではどのようにされたのですか。
- ○大貫図書館副館長 定例会議というのを月1回休館日に設けまして、本館の管理職責任者や現場担当、受託者から責任者と営業担当者が参加しまして、会議をやり報告事項やこちらからの指示という形で随時課題があればお互い情報共有して修正して

いくという形でやらさせて頂いております。評価につきましては点数化したものはないのですが、本市の図書館としては初めての業務委託。施設規模は4倍以上になると言うことで正直なところ私どももどういった形になるのかなかなか把握できない中でのスタートだったのですが、現在委託をお願いしている図書館流通センターは全国で500館の実績があり、毎年指定管理をやっているところですので、それなりのノウハウを持っておりまして、特に新規オープンしました11月23日から3月までの繁忙期、約3ヶ月の期間は図書館流通センターからの助言を頂いて、具体的に申し上げますと、オープンから当面の間は新しい登録者が増えると言うことで登録専用の窓口を作るですとか、あと市民の方にわかりやすいサービスとしては、週1回の託児サービスですね。そういったものを事業者からの提案でさせて頂いて、利用者からは大変喜ばれたので、専門の業者にお願いした成果かなと思います。ただ2年4ヶ月と中途半端な時期での委託でしたが、もう少し状況を見ればいろいろな評価ができるのかなと思っております。

- ○下村委員 やっぱり委託って中間でモニタリングしていかないとだめだと思う。そういったものの積み重ねが評価に繋がっていくという風に感じるので、委託契約か高い安いとかではなく、やはりしっかりやってくれるところを市の方で追求していかなければならない。先ほど数値化、見える化というのかな。委託の内容を見るときに数値化はできていないよという話なんだけど見やすいのは数値なんで、まあよその団体自治体でそういったことをやっているのかどうかを調査して頂いて、やっているのであれば参考にしていくということも大切ではないかと。
- ○鈴木委員 選定委員会はいつ開かれたか教えてください。
- ○大貫図書館副館長 2回開催されていて、1回目は12月13日、2回目が2月13 日となっております。
- ○福田委員長 それでは次、その他に移ります。1博物館第41回特別展「土浦城ー時代を越えた継承の軌跡ー」について執行部より説明お願いします。
- ○木塚博物館副館長 チラシにて説明させて頂きます。特別展土浦城は築城が戦国時代までさかのぼる亀城公園土浦城の歴史を紹介するものです。土浦城は江戸時代に入り整備開廷が行われ、明治になりますと城趾には県庁や裁判所が置かれ、茨城県南地域の中心となり、整備後には県指定文化財第1号に指定されております。チラシの中面をご覧ください。主な展示資料でございますが、左下の国指定重要文化財ほか茨城県指定文化財、市指定文化財の展示を予定しております。裏面をご覧ください。記念事業といたしまして、内覧会・講演会を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染予防のため中止延期等を予定しております。
- ○中澤文化生涯学習課長 別添のチラシをご覧ください。戦国群像諏訪原寛幸イラストレーション展の開催については、博物館第41回特別展土浦城との連携企画として、市民ギャラリーで開催するものでして、開催期間につきましても博物館と考古資料館の会期に合わせて行うものです。展示の内容ですが、戦国時代の人物イラストで名高い諏訪原寛幸氏のイラスト約120点を一堂に展示するものでして、より幅広

い戦国ファンやお城マニアにも、土浦を知ると共に親しみを持って頂けるような展覧会を実施するものです。諏訪原氏の略歴は、チラシの裏面、スクリーンの網がかかった枠に記載してございますが、諏訪原氏は、茨城県出身で戦国無双などのゲームキャラクター等を手掛ける全国的に著名なイラストレーターでございます。また、記念行事として、市内各施設の協力を得ましてスタンプラリーを行い、記念品のクリアファイルをプレゼントする行事も行います。さらに、つくば霞ケ浦りんりんロード沿いでは、つくば市の小田城や桜川市の真壁城、美浦村の木原城等の各自治体の施設と協力して、お城関係の資料を展示してもらうなど、市外からのお客様の周遊を図る広域的な連携も行う計画でおります。説明は、以上でございます。

- ○黒澤上高津貝塚副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場のテーマ展について、ご案内いたします。資料に添付されておりますチラシをご覧ください。3月14日から5月6日にかけまして土浦の遺跡25地下にねむる土浦城市内近世遺跡の調査成果を開催いたします。このテーマ展では、博物館の特別展と合わせて、土浦城跡の発掘調査の成果について展示いたします。関連事業といたしまして、学芸員による学習講座、展示解説会、上高津貝塚周辺の史跡めぐりを予定しております。説明は以上でございます。
- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。 (「なし」の声あり)
- ○福田委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何かありますか。
- ○平井教育総務課長 ただいま、お配りした資料、マイカー通勤職員の市施設内駐車に ついてご説明いたします。大きな1番,駐車場利用の現状でございますが、下の表 に記載の通り、公民館、博物館、小中学校、博物館に勤務する職員については、無料 にて、通勤用の車両を施設内に駐車しておりますが、本庁舎に勤務しており、自家 用車で通勤している職員等は、民間の月極駐車場を利用している他、自家用車通勤 の職員にて、自治会を組織して、民間の駐車場を借り上げ、一定料金を負担してい るところでございます。そうした中で、大きな2番に記載のとおり、施設内駐車の 基本的な考え方として、市職員、教職員等が、市施設内に駐車することは、行政財 産の目的外使用にあたるため、行政財産の目的外使用料の負担をすることについて、 市の方針が示されたところでございます。点線枠内の、名古屋地裁の判例にありま すとおり、学校教職員の学校敷地内駐車の判例においても、施設内に駐車すること は、行政財産の目的外使用にあたるというものでございます。大きな3番、使用料 を負担する対象者でございますが、市施設内に勤務し、通勤用車両を駐車する職員 となります。なお、自動二輪や自転車は対象外となるものです。対象者の詳細につ いては、1番から4番に記載がありますとおり、正職員、会計年度付任用職員、再 任用職員,学校の教員,外郭団体職員や,指定管理者の職員となるものでございま す。最後に、4番の駐車料金の負担額でございますが、表に記載のとおり、正職員、 再任用職員は月額1,000円,会計年度任用職員については勤務日数に応じた金 額となっております。また、教職員については、月額500円でございます。教職

員については、各学校に、教職員用の公用車が配置されていないため、仮に、各学校に教員用の公用車1台を配置とした場合、教員1人当たりの月額負担が、約500円となることから、1、000円から減額して、500円としたものでございます。なお、駐車料金については、記載の通り。土浦市行政財産使用料条例に基づき算出しております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○鈴木委員 下段の表のところで正職員,再任用職員が月1,000円とあるんですが, 市の施設駐車場に車を止めている正職員,再任用職員はどれくらいいるんでしょうか。
- ○平井教育総務課長 こちらは人事課の方でまとめておりまして、職員の人数はわからないのですが、学校の先生ですと670人くらいの方は各学校にいらっしゃいます。 人事課の方で非常勤職員ですとか会計年度任用職員になりますけど、交通安全自治会に入っている人数というのは、私どもでは把握しておりません。
- ○鈴木委員 通常,市の職員さんは民間の駐車場を借りて止めている方がほとんどですよね。それを考えるとこの一番上の正職員,再任用職員の月1,000円は何なんだろうってという疑問があるんですけど。
- ○平井教育総務課長 まず新庁舎こちらの庁舎には駐車場がございませんので、正職員、非常勤職員もですが民間の駐車場を借り上げるか、もしくは交通安全自治会というものを組織しまして、ここから約1キロ弱離れているかねき裏の駐車場を自治会組織で借り上げまして、一月2、300円の駐車料金を払って駐車されているところでございます。また当然正職員の方で距離がありますので身近なところで月額1万円ですとか5、000円ですとか民間の駐車場を借り上げていらっしゃると言うこともありまして、あくまでも市の職員でも公民館ですとか、支所出張所、幼稚園、博物館に勤務をしております正職員の方々は敷地の中に駐車場を確保できると言う方は行政財産の使用に基づいた金額をご負担頂くというものです。
- ○鈴木委員 ということで一番上は本庁舎以外のところに停めている正職員とか再任用 職員とかの金額ですよね。
- ○平井教育総務課長 はい。
- ○塚原委員 実はこれから皆さんに説明に上がると言うことなんですけど、司書さんとかに説明が終わっていると聞いているんですが。
- ○平井教育総務課長 私の方でお聞きしているのは、まず市の方針と言うことで事務手続きとしてどういう風な事務作業が必要か。まず歳入予算として今回の3月議会に上げてございますので、この歳入を見積もるに当たりましてどのぐらいの利用者がいるかの把握をし、事前のご説明、こういった形に検討していて、方針案がこういう形で2月に向けて調整されているというのは事前にご説明されているとお聞きしてございます。
- ○**塚原委員** これを見るとなぜ先生と司書の方がお金が違うのかとか、根本的な疑問と かですね。これを見れば当然県費、そちらは県なので500円ですよと。正職員、

再任用職員は市の財政の中でやっているので、市の方と比較したらこれですよと。 その辺をちゃんと説明してあげた方が良いのかなと思うんですね。ただなんで先生は500円で私たちは1,000円なのという話から始まってしまっているので、 これをみれば当然市の行政財産使用料とかを含めてちゃんとした説明をもう一回説 明すべきなのではないかと思うんです。

- ○中山指導課長 図書司書を担当しております。私の担当職員の方が司書さんに戸別に訪問いたしまして、来年度の任用につきましてひとりひとり説明してきたというところでございます。その中で来年との検討ということで駐車料金等を検討していますよとお話をいたしまして、この後3月に図書司書の研修会がございまして、その折に全体に正式な説明をするという流れになっております。今委員さんがおっしゃたとおり、一つ一つ丁寧に司書さんには説明させていきたいと思います。
- ○塚原委員 実際龍ケ崎も駐車料金を取っているらしいんですね。ただ司書さん達はフ ルタイムではないんですよね。10時から2時とか、2時半とか。週4日間と。そ ういう臨時的ではないんですけど, そういう人は取っていないという話もあって, なぜ龍ケ崎と土浦市は違うんですかと質問されたんですけど、それば市の行政財産 使用の規定が違うので、それは一概には言えませんよとお話を私はしたんですけど、 ただやはり説明、聞いた話の説明がもう決まっているから、その方の受け取り方も あったかもしれないんですけど,もうこれで決まりましたから市の決定ですよ。え, それだけという、払うのが嫌だとかと言うことではない。あまりにも説明が足りな い、早すぎるのではないかとたまたま私の耳に入ってきまして、この駐車料金だけ でなくてどんどん話が進んでしまって、司書さんだけは雇用保険に入れないんだと か、どんどん話が膨らんでしまっている。今度は臨時職員の方もボーナスが出たり 待遇が変わってきている。当然あの管理の方であったり保健の先生であったり、ま あ保健の先生は用務教員ですけど、先ほどの用務員ですか、補助員の方ですけどボ ーナスであったりだんだん支給されてきているんだけど、なんで司書だけが出ない のと。そういう一つの歯車の違いからいろんなところまで波及していることがあっ て。仮に雇用保険が4.5時間なのであと30分足りませんよと。残業を月130 時間やっていると。それを5時間にしてあげれば雇用保険は入れるんですかとか、 結果的に司書さん達は免許をもってやっているといういろんな意味で聞いてあげて 欲しいなと。いろんな不満が出てきているところが見受けられるので聞いてもらっ て。この500円と1,000円の違いであったり、この辺はきちんと説明して頂 きたい。
- ○福田委員長 歳入の科目は財産使用料になるのでしょうか。
- ○平井教育総務課長 はい。
- ○福田委員長 どれくらいの計上になるのでしょうか。
- ○平井教育総務課長 総額では私どもは把握していないのですが、正職員だけですと、 339万円の歳入を見込んでいます。
- ○福田委員長 公民館や児童館,司書などはまだわからない。

- ○平井教育総務課長 トータルになってしまいますので。
- ○福田委員長はいわかりました。他に。
- ○鈴木委員 月500円でも1,000円でも人からお金を取ると言うことは、停めている学校の先生に限ってお話をしますと、停めている先生達がその場所の権利を主張した場合、例えば運動会だとか行事でPTAの人たちが来場します。その際に今まで先生方は気をつかってくれて、違う場所に停めてそこに停めさせてくれた。しかし月500円ずつ払っているんだよと言うことになると、そこをどく必要がないんですよね。だからといってどかないような先生はいないと思うんだけど、その辺に対する配慮はどうなんですかね。
- ○平井教育総務課長 月額500円という話でございますが、基本的な考え方といたしましては、年額を1万2、000円。非常勤職員もふくめて。学校職員、県職員の方は6、000円と。その年額6、000円をお支払いしやすいように12回で割ったときは500円。1、000円ということでございます。この方針が示される前、昨年の8月からヒヤリングをさせて頂きまして学校の敷地内の枠線の中に停められない方もいらっしゃるという現状もございます。真鍋小学校などは狭いので敷地内に停められないと。ただそこの部分は施設も限られていて、拡張ができないという状況でございますので、できるだけの配慮と言うことで、例えば採石を敷いて新たに駐車場ができるところはしていく。環境整備という部分でも現状やってきております。運動会とか行事の時の一時的な使用と言うことでありますけど、学校の中でご調整頂ければというところが本音でございます。
- ○鈴木委員 その辺のところは現場の先生と、どかないという先生もいないだろうし、それを指導できない校長先生もいないと思うんですが、当然500円でもお金を取ると言うことになれば契約書を結びますよね。その契約書のところにあらかじめ条項として入れておくとか何か条件を付けておかないと、後々もめ事の火種になる可能性も出てくるのでその辺はよく精査していろんな書面を作って頂きたいんですが、基本的に私はこの考えには賛成できないんですよね。ただこれが議案として出てくるものではなくて、先ほど委員長がおっしゃったように一般会計の歳入の部分の採決になってくるので、さすがにそれを反対したり否決するわけにもいかない。非常に致し方ない部分も私たちにはあるので、そういう私たちの気持ちもくんで、現場の先生方が納得いくような形で契約書なりなんなりを結んで頂いて、穏やかにスタートできるようにして頂きたいと思います。
- ○中山指導課長 学校の先生達にもご理解を頂きながら、丁寧に説明して納得して頂けるように働きかけを進めていきたいと思います。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 その他ございますか。なければ教育委員会は終了します。長時間お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。再開は13時30分とします。

【休憩】

(午後1時30分再開)

- ○福田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。保健福祉部を行います。協議及び報告事項に入ります。まず、議案1土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正案について執行部より説明お願いします。
- ○長谷川社会福祉課長 社会福祉課です。 資料1頁をお開きください。土浦市災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正案について,ご説明いたします。改正理由でございますが,災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金,災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定している災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正されましたので,それに伴い土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。改正内容でございますが,災害援護資金の貸付けについて,国の法律及び施行令の償還金の支払猶予の追加,償還免除の対象範囲の拡大,償還免除の特例等の改正が行われ,条項が追加されたので,土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の条項ずれの整理,引用箇所の改正を行うものです。施行日につきましては公布の目から施行するものです。説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。
- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。 (「なし」の声あり)
- ○福田委員長 それでは次に移ります。主要施策について 執行部より順次説明お願い します。
- ○**菊田国保年金課長** 国保年金課でございます。令和2年度予算の概要の27頁をお願 いいたします。医療福祉費助成事業です。予算額につきましては、2,098万5、 000円でございます。財源は全額一般財源です。事業の目的は、県制度助成対象 外の医療費について、市単独助成を行い、子育て世帯の医療費負担を軽減し、生活 の安定と福祉の向上を図るものです。事業の概要で、これまでの経緯ですが、右下 の図をご覧ください。県所得制限がその範囲内と超える分とで分かれており、それ ぞれに外来分・入院分とがあります。白の部分が県制度の対応分であり、白以外の ところでは、グレーの部分が、県の補助金の対象とはなりませんが、市単独で助成 をしているものです。土浦市においては、現在のところは、中学生までは外来分も 入院分も、県の所得制限にかかわらず所得制限を撤廃して対応し、高校生について は、県制度分のみ対応しております。今回の改正では、色の濃い部分、高校生につ いて、県制度の対象となっていない分、すなわち、外来診療分及び所得制限を超え る世帯の入院診療分につきまして、市単独で助成を行うものです。この高校生の医 療費についての市単独助成は、令和2年10月診療分から行う予定です。期待され る効果・成果目標等につきましては、小児の医療費助成対象を拡大することにより、 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが必要とする医療を受け

られる環境の充実を図るものです。なお、条例改正につきましては、予算が3月議 会で可決された場合、その後の6月議会に上程したいと考えております。続きまし て令和2年度予算の概要の69頁をお願いいたします。賦課徴収事業、オンライン 資格確認等システム導入事業です。予算額につきましては、85万7,000円で ございます。財源は国県支出金85万7,000円,一般財源10万8,000円 です。事業の目的は、保険者、医療機関、薬局、審査支払機関がネットワークで結ば れるオンライン資格確認システムが、令和3年3月を目途に運用が開始されます。 このことによって、医療保険業務の効率化がより図られることになります。そのシ ステムに対応するために、既存のシステムの改修を行います。また、同時期に、マ イナンバーカードが保険証として利用できるようになるので、その初期設定支援を 行います。事業の概要で、これまでの経緯につきましては、世帯単位で設定されて いる国民健康保険の番号を、新規システムでは個人単位で設定する必要があり、令 和元年度に、既存の国民健康保険システムの改修に取り掛かっております。具体的 には、個人ごとの枝番を設定するものです。令和2年度も引き続き既存システムの 改修を実施します。そして、新システムの運営費用を負担します。また、被保険者 がマイナンバーカードを保険証として利用するための初期設定支援のため、窓口に 専用の端末を整備します。今後の予定としましては、令和3年3月頃からマイナン バーカードによるオンラインでの資格確認が始まる予定です。令和3年5月頃から は、保険証によるオンラインでの資格確認が、令和3年10月頃からは、個人単位 での番号を付したレセプトの請求が開始される予定です。期待される効果・成果目 標等につきましては, 医療機関等受診時や審査支払機関でのレセプト受付の際に, オンラインでの資格確認が可能となるので、失効保険証の使用により生じる過誤請 求などが減少することが期待できます。また、特定健診データ、薬剤情報、医療費 情報について閲覧できるようになるので、健康づくり等に活かすことが期待できま す。以上でございます。

- ○福田委員長 質問はございますでしょうか。
- ○下村委員 マイナンバーカードで保険証を合わせて1枚になるんですね。
- ○菊田国保年金課長 マイナンバーカードで保険証になるんですけど、保険証は保険証でお送りいたします。保険証とは別にマイナンバーカードを使っても保険証として利用することができるということになります。マイナンバーカードをお持ちの方はいずれも使えるということです。
- ○下村委員 それは保険証の他にマイナンバーカードでも使えると言うこと。同じ資格の情報が入っていると言うことですか。小さな病院で対応できるのですか。
- ○菊田国保年金課長 マイナンバーカードを保険証として病院の方で使うためには、病院の方にカードリーダーなどの機械やシステムを入れる必要があるんですが、それにつきましては社会保険料支払基金という期間を通じまして、病院側から申し込んで頂きまして、支払基金の方からシステムの設定支援を行うと言うことになります。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- ○福田委員長 期待される成果目標とあるんですが、その他特定健診データや薬剤情報、 医療費情報が閲覧できるため、健康作りや重複投薬の減が期待されますとあります。 閲覧とはどういうことでしょうか。
- ○菊田国保年金課長 被保険者がマイナポータルという画面から、その薬剤の情報ですとか、特定健診の情報をご自身で見ることができるということになるので、ご自身で健康作りですとか、重複投薬の防止などに活用できるということになります。それと被保険者がマイナポータルを見ることができるんですけど、医療機関側で被保険者の同意を得ることを条件として、医療機関においてもその薬剤情報などを見ることができるということになります。そうしますと医療機関で見ることができますので、患者へのサービスのうえで診療とか服薬指導のサービスに役立てられるようになります。
- ○福田委員長 例えば他人のカードを見ることができるということでしょうか。
- ○菊田国保年金課長 マイナポータルという画面に入って見ることができるようになるのですけど、推測ですがパスワードの設定があればパスワードを入れたうえで、管理画面に進み見ることができるのかなと思います。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- ○福田委員長では続きましてこども福祉課関連をお願いします。
- ○藤井こども福祉課長 こども福祉課でございます。28頁をお願いいたします。結婚 支援事業/結婚新生活支援事業です。事業の目的は、結婚の希望が叶えられない独 身者に対して、希望の実現を支援するとともに、新婚世帯を対象に新生活のスター トに係る費用を助成することで、婚姻数の増加を図るものです。事業の概要のです が、平成30年度は、婚活バスツアー及び婚活パーティーの事前セミナー等を開催 しました。令和元年度は、かすみがうら市・行方市と共催で婚活パーティーを開催 しました。今年度事業内容について、結婚支援事業は、婚活パーティーのほか、婚 活パーティーをきっかけに成婚された、市内にお住みになるカップルに対し、結婚 祝金を支給します。29年度から実施しております,結婚新生活支援事業について, 継続して実施しますが、国の制度改正にあわせて改正します。これまでの引越費用 に加え、住宅賃貸初期費用を補助します。また、対象世帯の要件に変更はありませ んが、予算額の補助金について、上限額を30万円とします。期待される効果につ きましては、婚姻数及び若者の市内居住世帯の増加につながることを期待しており ます。29頁をお願いいたします。公立保育所民間活力導入事業です。事業の目的 は、実施計画に基づき、公立保育所へ民間活力を導入し、子育て支援の一層の充実 を目指すものです。事業の概要のこれまでの経緯ですが、28年度から事業を開始 し、29年4月に新川保育所を、30年4月に竹ノ入保育所を、31年4月に都和 保育所を移管しました。本年4月には、桜川保育所を移管します。今年度事業内容 につきましては、桜川保育所の整備補助金の返還や、令和3年4月に予定している 新生保育所の移管を円滑に実施するため、民間保育士派遣に要する費用の補助をし

ます。また、前期計画の最後の保育所である、東崎保育所について、新年度に事業 の実施を予定しております。また、残る4つの公立保育所について、後期計画策定 の中で、残すことを含めた検討を行います。予算額の合計は、491万7、000 円です。期待される効果ですが、公立保育所の民間活力導入を進めることで、子育 て支援の更なる充実を期待しています。30頁をお願いいたします。障害児保育推 進事業です。事業の目的は、障害児保育にかかる加配職員を配置した民間保育施設 に対して交付する補助金について、対象となる児童、職員の資格・配置の要件を緩 和することで、特別な支援を必要とする乳幼児の保育施設への入所を促進するもの です。事業の概要の今年度事業内容につきましては、右の表のとおりですが、主な 改正点としまして, 職員資格要件について, これまでは保育士としていたものを, 資格を問わないこととします。また、対象となる障害の程度に、これまでの①、② に加え、③の市長が認める児童を追加します。配置要件については、これまでは1 人対1人でしたが、4人までの児童を職員1人で保育する場合でも、対象とします。 補助額は①8万円,②5万円,③3万円とし,予算額の合計は,1,788万円です。 期待される効果ですが、支援の必要な児童の入所を促進することで、健常児との保 育を通じて発達を促すとともに、支援の必要な児童に対するいたわりの気持ちが養 われることを期待しております。31頁をお願いいたします。保育費用保護者負担 金軽減事業です。事業の目的は、保育施設を利用する0~2歳児の児童について、 保育施設の利用者負担額を減額することで、子育て世帯の支援を図るものです。事 業の概要の今年度事業内容につきまして、右の表のとおり、利用者負担額を減額し ます。保育施設の利用者負担額について、3歳児以上は昨年10月から無償化とな りましたが、0~2歳児は無償化の対象外です。これまで土浦市の0~2歳児の利 用者負担額は、第4階層から第8階層まで、近隣市町に比べ、高い状態にありまし たので、減額するものです。変更後の利用者負担額は、近隣市町の平均より低くな ります。左の表の予算の内容について、保育所については歳入の減となり、認定こ ども園等については歳出の増となりまして、予算額の合計は、6、213万円です。 期待される効果ですが、事業の実施により、子育て世帯の経済的負担軽減を図りま す。説明は以上でございます。

- ○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- ○**目黒委員** 30頁の障害児保育推進事業なんですが、一番下の補助額のところなんですが、1、2、3それぞれお子さんが扶養手当対象児であったり、手帳を有していたり、特別の支援を要するものとありますが、全て当てはまる場合とか全額16万円とか言うことではないのでしょうか。
- ○藤井こども福祉課長 主に障害が重いお子さんが対象になり、特別児童扶養手当対象であれば最高8万円となっております。
- ○目黒委員 ではそれぞれ障害の重いお子さんが8万円ということですね。資格要件というところなんですが、これはすごく大事なところだと思いますので、ニュースであった相模原の事件で、ああ言って仕事に就いているときにはわからなくても、い

ざ働いてみて考えが変わってしまったとか、非常にここは重要なところだと思いま すので、今後慎重に判断して頂けたらと思います。

- ○福田委員長 他にございますか。
- ○田子委員 同じ30頁の障害児保育推進事業なんですけど、職員さんの資格のお話が 出ましたけど、これは資格を持っている方にやはりあたって頂くというのが一番だ と私は考えるんですね。資格を持っていない方にあたって頂くのは考えられない。 ここは緩和してはいけないところだと思うんですけど。
- ○藤井こども福祉課長 まず保育ですけど、3歳児であれば1人の保育士で22万円という規定がございます。国の定めの規定ですが。その条件を満たしたうえで、加配保育所は必要なお子さんに付けてきたということになりますが、加配で付けたい保育士がいくら募集しても集まらない、雇えないという施設側からの要望等もありまして、正規の保育士が1人プラスにいて保育基準を満たしているのであれば、施設の方で判断して、この人はいい人だから大丈夫であろうと、加配のお子さんを見てくれるだろうと施設の方で判断した場合は補助の対象にしましょうと緩和したものです。
- ○田子委員 わかりました。配置用件なんですけど4人までのお子さんに対して1人にすると。これもこれまでどおり1対1の方が良いと思うんですが。
- ○藤井こども福祉課長 こちらも施設の判断になりまして、これまでは例えば1人の職員で2人見られるという状態であったとしても、補助の対象としては1人ということでそれ以上の補助金が出せなかったと言うことになりますが、例えば1人の職員で2人の子ども見れるとということであれば、その際は10万円月に出せると言うことになりますので、そのような緩和となります。
- ○下村委員 29頁。なんか大きい声で言わなかった。残すことを含めて検討しますと。 これって残すと4つ残るんでしたっけ。
- ○藤井こども福祉課長 はい。4つです。
- ○下村委員 年間4つ残ると民間活力導入で移管するのと、民間に移管するのと、4つ維持すると年間どれくらいかかるのでしょうか。現在でわかれば。
- ○藤井こども福祉課長 今現在では試算しておりませんで、平成27年に1度財政の方で試算をして頂いたことがあります。その際には1施設当たり4,000万円くらいの金額でした。それがそのまま生きているとすると、4施設ですと1億6,000万円位になると思いますが、これは交付税も含んだ金額ですので動くと思いますが。
- ○下村委員 子どもたちのことを考えるとどちらが良いのかというのはわからないが、 財政面で考えれば、民間活力導入の方が有利だと言うことで、強くアドバイスをして頂きたいと思います。
- ○矢口副委員長 たしか婚活パーティーとかは今まで市民活動課でやっていたと認識しているのですが。
- ○藤井こども福祉課長 平成28年からこども福祉課に少子化対策室を設置しておりま

して、その時から結婚支援の方を始めております。

- ○矢口副委員長 それが今度新設されるこども相談課で担当するということでよろしいですか。
- ○藤井こども福祉課長 その通りでございます。
- ○福田委員長 令和元年度の成婚数というのは。
- ○藤井こども福祉課長 報告頂いているのが1件ということですが、先ほどの説明にありましたとおり、かすみがうら市と行方市との共催ということでお話しさせて頂きましたが、お相手がかすみがうら市の方でかすみがうら市にお住まいであるということでした。
- ○川村保健福祉部長 カップルはできているんですけど、それが成婚したというのはな かなか難しく報告が来ていないというのが現状です。
- ○福田委員長 新生活支援事業で市外から市内に転入する場合は問題ないんですけど、 市内から市内に転居する低所得者世帯というのはどのくらいいらっしゃるのでしょ うか。
- ○藤井こども福祉課長 所得の合計が340万円未満ということで、国が設定している 金額なのですが、該当する方が少なくて補助金が活用されないという実態がござい ます。
- ○福田委員長 他にございますか。
- ○田子委員 結婚支援事業の新生活支援事業の対象世帯は夫婦いずれも満34歳以下という年齢の区切りはやっぱり国の決めたものなのでしょうか。
- ○藤井こども福祉課長 その通りでございます。
- ○田子委員 もうちょっと年齢を上げても良いかなと思ったので。
- ○福田委員長 これは初婚でないとだめですか。
- ○藤井こども福祉課長 そこまでの規定はないと思われます。
- ○福田委員長 では続きまして健康増進課関連でお願いします。
- ○**塚本健康増進課長** 健康増進課でございます。令和2年度予算の概要32頁をお願いいたします。高齢者肺炎球菌予防接種、特例対象者分でございます。この事業は、高齢者の肺炎球菌予防接種の一部を助成し、接種しやすくすることにより、感染症を予防するものです。事業の概要でございますが、平成26年度から65歳の方を対象とした肺炎球菌予防接種が定期接種として開始されたのと同時に、5年間の特例措置として70歳から100歳までの方、そして初年度の26年度のみ101歳以上の方を対象に予防接種が開始されました。この特例措置を5年間実施することで65歳以上の方,全員が接種の機会を確保できたわけですが、さらに、令和元年度から令和5年度まで延長することが決まり、令和2年度も引き続き実施するものでございます。今年度の事業内容でございますが、70歳から100歳までの5歳刻みの年齢となる方で、これまで肺炎球菌の予防接種と受けたことがない方を対象に、4、000円を上限に助成するもので、約300人を見込んでおります。本事業により、高齢者の肺炎の予防や重症化予防が期待できます。次に33頁をお願い

いたします。風しん抗体検査、第5期予防接種でございます。本事業も昨年度から 引き続き実施するもので、令和元年度は、当初予算に間に合わず、専決処分により 予算をお願いし、実施したものでございます。事業目的でございますが、風しん抗 体保有率の低い世代の男性に対し、令和4年3月までの時限措置として、抗体検査 と予防接種を実施し、風しんの発生及びまん延を予防するものです。対象者は、昭 和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、今年度、昭和47年4 月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性約8,000人を対象に実施いた しました。令和2年度は、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男 性約1万人と、今年度の未実施者を対象に実施します。期待される効果といたしま しては、特に妊娠早期の妊婦への感染を予防することで、重症化を防ぎ、出生時を 先天性風疹症候群から守ることができます。続きまして34頁をお願いいたします。 フッ化物洗口普及事業でございます。事業の目的でございますが、保育所・認定子 ども園等の施設において、永久歯が生え始める年中・年長児を対象に、フッ化物に よる洗口を実施し、幼児期からの歯科保健の向上を図るものです。今年度は、茨城 県が実施するモデル地区におけるフッ化物応用推進事業に参加し、市内の保育園等 15施設に対し説明会を行い、準備が整い次第、開始して頂きました。令和2年度 におきましては、県のモデル事業に準じた内容で、新たにフッ化物洗口の実施を希 望する施設を対象に行います。事業の内容につきましては、薬剤・専用容器の配付、 そして施設等での説明会の実施等でございます。期待される効果といたしましては, 集団で行うことにより、確実に継続でき、また幼児自身が歯を守る意識を持つこと に繋がり、歯や口の健全な発育とともに、健康増進が期待できます。以上でござい ます。

- ○福田委員長 質問がありましたらお願いします。
- ○田子委員 32頁の肺炎球菌の予防接種なんですけど、助成額上限4,000円とありますが、本当はもう少し高いのでしょうか。
- **○塚本健康増進課長** 概ね8,000円程度と思われますので,2分の1が公費で助成 されるということであります。
- ○田子委員 風しんのほうなんですけど、令和元年8,000人の方が受けられたということですけど対象の方全員受けられたのでしょうか。
- ○**塚本健康増進課長** 対象の方は8,000人ございましたが,実際には8,000人 全員ということではありませんで,抗体検査につきましては,今現在把握している ものは1月現在になりますが1,731人。予防接種まで実施した人については3 39人という状況でございます。
- ○鈴木委員 今のやつでいきますと、抗体検査にも補助が出るんでしたっけ。
- ○塚本健康増進課長 すべて公費負担ということで対象となり、無料でございます。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 では高齢福祉課関連でお願いします。

- ○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。別冊の令和2年度予算の概要70頁を お願いいたします。地域リハビリテーション活動支援事業でございます。この事業 は、高齢者の健康寿命の延伸と要介護認定者数の増加の抑制を目的に、リハビリテ ーション専門職など多職種との関わりにより、元気な高齢者には介護予防に関する 意識を高めるとともに、運動不足が続いたり、社会的な交流が乏しい状態にある日 常生活不活発者等には早期の支援につなげられるよう介護予防イベントを開催する ものです。具体的には、体力測定による身体機能の数値的管理を行い、介護予防に 必要な知識等を身に付け、支援が必要な方には専門的なアプローチを行います。令 和2年度はモデル事業として1回実施します。予算は、講師への謝礼のほか、体力 測定で使用する機器購入などで61万8、000円となります。続きまして、同じ く予算の概要,71頁をお願いいたします。認知症施策推進事業でございます。 こ の事業は、認知症の予防と共生を両輪にし、本人や家族への支援、さらに認知症の 方に優しい地域づくりを行うことで、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住 み慣れた地域で、自分らしく暮らしていける社会の実現を目指すものでございます。 令和2年度は、引き続き、認知症初期集中支援チームによる、認知症の早期診断・ 早期対応を図ります。また、身近な地域で認知症の人やその家族、地域の専門職や 住民等が交流し、お互いを理解し合う場として本年2月から事業を開始した認知症 カフェ認証制度については、開設及び運営の後方支援を行うとともに、2ヵ所で開 催している認知症カフェふれあい茶屋についても、継続して実施してまいります。 さらに、昨年8月から土浦市ふれあいSOSネットワーク事業を開始し、みまもり お願いシートなどのツールを周知・活用するとともに、認知症高齢者の日常を見守 るボランティアである、みまもりサポーターの募集・登録、声かけ訓練を行い、身 近な地域での見守り体制の強化を図ってまいります。予算については、認知症初期 集中支援チーム委託料のほか、様々な取組みに係る事務経費で、702万5,00 0円となります。説明につきましては以上でございます。
- ○福田委員長 質問はありますか。
- ○**日黒委員** 70頁のリハビリテーション活動支援事業で、令和2年度モデル事業として1カ所開催するとありますが、詳しい日にちとか、時間とか内容等はどういう感じなのか。これは一日で開催されるのか、それとも2日3日通してやるのか。講師の謝礼というのは何人分なのかというのを教えてください。
- ○水田高齢福祉課長 日程と場所につきましてはまだリハビリテーション専門職協会との詰めの作業をしている段階なのでそこまでは至っておりません。開催は1日で開催するとなっております。報償費なのですが、市内にリハビリテーション専門職協会に登録している方が30名近くいらっしゃいまして、将来的にはその方たちが各中学校区でこの活動支援事業が展開できるように、今回はこの方達が全員出て頂けるようにという前提で予算を計上しております。
- ○下村委員 認知症施策推進の話で71頁ですが、なんか3中地区の話がありましたよね。なんか事業継続できなくて、新しいところは見つかったんですか。

- ○水田高齢福祉課長 今協議をさせて頂いているところでして、今認知症カフェに似たような事業をしているところなのでそれほど時間がかからずに認知症カフェの方が開催できるのかなと思っています。
- ○下村委員 大変でしょうけどよろしくお願いします。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- ○福田委員長 それでは次、その他に移ります。1令和2・3年度後期高齢者医療制度 保険料率の改定について執行部より説明お願いします。
- ○**菊田国保年金課長** 国保年金課でございます。委員会資料の2ページをお願いいたし ます。令和2・3年度後期高齢者医療制度保険料率の改定についてご説明させてい ただきます。今回の改正は、後期高齢者医療制度の医療給付費や保険事業等の経費 についての収支不足分を補うため、保険料率を改定するものです。茨城県後期高齢 者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正するものでございます。改 正内容としまして、1所得割率及び均等割額の改定では、保険料率は各都道府県の 後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しを行っておりますが、茨城県で は、平成24年度から令和元年度まで8年間保険料率が据え置かれておりましたが、 令和2・3年度に改定されることになり、所得割率が8.5%、改定前と比べ0. 5%の増、均等割額が4万6、000円、改定前と比べ6、500円の増となりま した。1人当たり調定額は、令和2・3年度平均で7万1、441円、9、507円 の増となっております。また、低所得者や高所得者の保険料の例としましては、均 等割軽減の対象区分に応じて、令和元年度、令和2年度、増加幅について、表中記 載の通りとなっております。資料3頁をお願いいたします。2賦課限度額の引上げ では、中間所得層の負担軽減とともに上位所得者にも応分の負担を求める観点から、 賦課限度額が2万円引き上げとなり、64万円となります。3均等割額軽減判定基 準の見直しでは、世帯の所得水準に合わせて実施している均等割額軽減の対象が拡 大されます。施行日は、令和2年4月1日でございます。以上でございます。よろ しくお願いいたします。
- ○福田委員長 質問がありましたらお願いします。
- ○田子委員 広域連合の基金を取り崩してきたという風にあるんですけど、どのように 取り崩してきたかというのを教えて頂けますか。
- ○菊田国保年金課長 広域連合からの資料なんですけど平成28年,29年度。この時は決算ベースで基金約23億を取り崩しております。平成30年度,令和元年度につきましては基金約30億円を取り崩しており、今残高はゼロとなっております。今回は令和2・3年度で算定したところ不足額が約74億円出るということで、その分を保険料率改定によりまかなうとしております。
- ○福田委員長 他にございますか。
- ○鈴木委員 広域連合の方の試算でいくと要は保険料の不足というのは当面続くという 判断で基金を取り崩しながらやってきたという状況ですか。

- ○菊田国保年金課長 後期高齢者医療の給付費,医療費ですけども毎年国レベルで3パーセントくらいずつは増えている状況でして,後期高齢者の被保険者も毎年毎年伸びて,また後期高齢者1人あたりの医療費が国レベルで90万かかると,医療費がたくさんかかる方が毎年毎年増えているといる状況で医療費がかかっている。それに対して8年間医療率を据え置いて今回足りなくなってしまったということで,その不足分,2年3年度の不足分を今回改正するということでございますが,今現在後期高齢者にかかる医療費は伸び続けていますので,おそらく今後も伸びていくかなと思われます。
- ○鈴木委員 結局国全体を見ても後期高齢者の医療費が上がっているということで、この制度自体がだんだん厳しくなってきているということですよね。
- ○菊田国保年金課長 後期高齢者の制度も厳しくなってきておりますし、国民健康保険も厳しくなってきていると認識しております。医療費につきましては2つ、両輪で1つは高度化ともう1つは高齢化とこの2つがございまして、いずれも進んでおりますので医療費は伸びる要因となっております。
- ○鈴木委員 ここでフッ化物洗口を絡めてしまうとどうかなと思うんだけど、結局保健福祉部の方では、フッ化物洗口をやって医療費の抑制を、長い目で見て、お年寄りまで含めて歯の治療費が減っていくから進めていくんだということでフッ化物の取り組みを始めたところ、教育委員会の方がなかなかねうまくいっていないんだけれど、保健福祉部としては医療費の右肩上がりは困っちゃうから、それの防止策はいくつか講じておかないといけないというのは当然考えていると思うので、その辺につきましては私たちも協力いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。
- ○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- ○福田委員長 以上で資料の説明は終わりました。その他執行部から何かありますか。 (「なし」の声あり)
- **○福田委員長** ありがとうございました。以上で文教厚生委員会を閉会します。皆さん 長時間にわたりご苦労さまでした。